

船舶事故調査報告書

令和2年3月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	令和元年9月20日 04時30分ごろ
発生場所	愛知県西尾市吉良宮崎港沖防波堤 吉良宮崎港沖防波堤東灯台付近 （概位 北緯34°46.5′ 東経137°05.5′）
事故の概要	漁船盛宝丸は、東南東進中、防波堤に衝突した。
事故調査の経過	令和元年9月27日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 盛宝丸、2.4トン
船舶番号、船舶所有者等	AC3-46575（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（甲板員）
損傷	本船 船首部外板に亀裂 防波堤 なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期 日出時刻：05時38分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長ほか甲板員1人が乗り組み、船長が、船首方に死角があるので、操舵室の踏み台に立ち、天井部の開口から上半身を出して操船に当たり、法定灯火を表示して約3ノットの対地速力で手動操舵により宮崎港を南西進していた。</p> <p>船長は、宮崎港南側にある吉良宮崎港沖防波堤東灯台から西北西方に延びる沖防波堤の東端と宮崎港東側から南西方に延びる南防波堤の南端との間の港口を通過する針路にしようと左舵を取り、港口の中央に向いたと思い、操舵室の中に入り、椅子に腰を掛けて操船を続け、東南東進していたところ、衝撃を感じ、船首部が沖防波堤に衝突したことを知った。</p> <p>甲板員は、衝突した衝撃で転倒した際、甲板に顔面及び全身を打ち付け、左肩関節打撲傷、右膝関節打撲傷及び下顎部切創を負った。</p> <p>本船は、船長が、甲板員の負傷を認め、船体の損傷状況等を確認した後、自力で航行して佐久島漁港に戻った。</p> <p>船長は、ふだん椅子に座ることで宮崎港内の灯台の灯光が見えにくくなるので、操舵室の踏み台に立ち、天井から外に上半身と顔を出して操船に当たっていたが、椅子に腰を掛けて操船に当たったので、沖防波堤に向かう態勢となっていることに気付かなかったと本事故後に思った。</p>

分析	本船は、椅子に座ることで灯台の灯光が見えにくくなる状況下、宮崎港を航行中、船長が、港口に向けて左舵を取った際、椅子に腰を掛けて操船に当たったことから、沖防波堤に向かっていることに気付かず、沖防波堤に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、椅子に座ることで灯台の灯光が見えにくくなる状況下、宮崎港を航行中、船長が、港口に向けて左舵を取った際、椅子に腰を掛けて操船に当たったため、沖防波堤に向かっていることに気付かず、沖防波堤に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 構造物などにより死角が生じている場合は、死角を補う見張りを行うとともに、目視のみに頼らず、レーダー等により船位を確認すること。